

岩手県告示第772号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成28年10月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年9月27日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社阿部組
 - イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字祇園47番地6
 - ウ 代表者の氏名 阿部三郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第5948号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年9月23日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年9月9日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社日比野冷機
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市大字平田第2地割25番地98
 - ウ 代表者の氏名 日比野康哉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第8875号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年9月9日付けで管工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年8月31日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 山村建設
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中屋敷町9番30号
 - ウ 代表者の氏名 山村久美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第9957号
- (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年8月31日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年9月2日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 米沢工業所
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町桜町字中屋敷55番地22
 - ウ 代表者の氏名 米沢節夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第9621号
- (3) 処分の内容 建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年9月1日付けで建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成28年9月20日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社イサム

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市流通センター北一丁目8番1号

ウ 代表者の氏名 藤澤勇

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第20491号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びは装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年9月20日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びは装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。